**平成２３年（フ）第６３４７号**
大阪府東大阪市金岡１丁目20番22号
債務者　金森淑子こと　朴　　福淑
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６３５８号**
大阪市住吉区苅田７丁目４番28号　シティコート我孫子206号
債務者　村岡百百枝
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１３０３号**
埼玉県加須市馬内542番地１　エルディムひまわり201号
債務者　山田　幸彦
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３０４号**
埼玉県加須市馬内542番地１　エルディムひまわり201号
債務者　山田　絵美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３０５号**
埼玉県新座市新座１丁目17番19号　第二ふじや荘202号室、旧住所埼玉県新座市畑中２丁目７番22号　三次方
債務者　佐久間　修
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３３４号**
埼玉県朝霞市宮戸４丁目８番８－３号
債務者　石本　祐子（旧姓川山）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３７１号**
埼玉県桶川市北１丁目21番５号　ウッディ長野102号
債務者　渡邊　清行
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３７９号**
埼玉県桶川市大字坂田1707番地の12
債務者　河原塚真理
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１４０３号**
埼玉県久喜市桜田３丁目６番１―407
債務者　高木　正子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第３８２号**
埼玉県本庄市東台５丁目１番７号
債務者　山﨑　則子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第９５号**
山口県美祢市大嶺町奥分3370番地５、旧住所山口市小郡下郷379―１　ルミエールＳ102
債務者　柳瀬伸太郎
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２３年（フ）第２６５号**
群馬県高崎市大八木町1976番地１
債務者　奥田　誠一
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第２６６号**
群馬県高崎市大八木町1976番地１
債務者　奥田　静子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第２６８号**
群馬県渋川市北橘町真壁1126番地12
債務者　奥田　正博
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第２６９号**
群馬県渋川市北橘町真壁1126番地12
債務者　奥田久美子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第４２６号**
神奈川県小田原市栢山3582番地　エスペランサ201
債務者　千葉ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第５２０号**
神奈川県小田原市下堀97番地の１　ペアタウンＡ103
債務者　小林　彦亨
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部